

イギリス中世炭鉱リースの諸特徴

——イギリス石炭鉱業と資本主義（2）——

加 藤 一 弘

はじめに

われわれは、前稿において1712年のテンブル・ニューザム炭鉱の生産過程を検討した¹⁾。次の課題は、1712年テンブル・ニューザム炭鉱リース契約がいかなる生産諸関係を前提としたものであったのか、の検討である。この炭鉱リースを特徴づけるものには、さしあたり、小規模性、短期性、および坑の年額固定賃貸料での賃貸借がある。これらの特徴は中世以来の多くの伝統的炭鉱リースと共通する²⁾ものであり、テンブル・ニューザムの炭鉱リースの、それらとの同一性を示唆している。以下では、このリース検討の準備作業として、中世炭鉱リースの典型をなすとおもわれる事例をとりあげ、それらのよって立つ生産関係を析出しよう。

1) 拙稿「18世紀初頭ウェスト・ライディングの炭鉱経営(1)」『経済論叢』第144巻5・6号，1989年，参照。

2) 中世炭鉱リースの特徴とされるものは、通例、稼行坑数、稼行期間、出炭量ないし使用坑夫数についての厳しい制限、稼行・作業内容への細かな介入、坑夫にたいする貸与人の何らかの支配権、高率固定賃貸借料などである。以上についてはさしあたり、J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, 1932, vol. 1, pp. 133-40; R. L. Galloway, *Annals of Coal Mining and the Coal Trade*, 1898 (reprinted in 1971) vol. 1, chs. iv-x; do, *A History of Coal Mining in Great Britain*, 1882 (reprinted in 1969), pp. 17-8; A. R. Griffin, *The British Coalmining Industry*, 1977, pp. 16-9を参照。炭鉱リースのこのような形式は、出炭量が坑の数と結びつけて観念されていた時代において、鉱区所有者の意図した収入確保と資産保全の通常の方法であったと説明されている。だが、われわれはこのような「合理性」の確認だけにとどまるわけにはいかない。

3) 以下に示す事例は、中世北東イングランド宗教所領における炭鉱リースのなかでも著名なものであり、数多くの研究でふれられてきたものである。われわれはこれら先達の業績に依拠し、明かにされてきた事実をいま一度それ自体として構造的に把握しようとするものである。その際、分析視角については、尾崎芳治『経済学と歴史変革』1990年、「ブルジョアの土地変革の理論」なにかんづくⅡ封建制から資本主義への農業構造の移行、を参照。なお、これらの事例についての事実で本稿での検討に直接関わらないものは示されない。

I 中世炭鉱リースの二つの事例⁹⁾

〔事例1〕 1447年の、ダラム小修道院長 the Prior of Durham の、タドホウ Tudhoe のジョン・ブロン John Bron および他5名にたいする、トゥリルスデン Trillesden、スペニームア Spennymoor の炭鉱のリース⁴⁾

① トゥリルスデンでのリース

賃貸借対象：荒れた小地片1カ所、付属物と炭鉱のある28エイカの土地。

賃貸借期間：1447年の聖カスバート祝日から翌年の同日までの1年間。

賃貸借料：10マーク mark (6ポンド13シリング4ペンス) を炭鉱について、24シリングを小地片その他について、英国正貨で支払う。

その他賃貸借条件：(1) 稼行は既に掘鑿された1つの坑についてのみ認められる。1日につき作業する採炭夫(鶴はし) pikke の数は3名まで。また各々の採炭夫は1日60スコップ scope (約5トン) 以上採炭してはならない。

(2) 貸与人は、炭鉱が彼にたいして損害を与えることなく稼行されているかにかんして監督する者を、好む頻度で任命する権利を有する。

(3) 借受人は監督に従って手際良く坑を稼行し土地を良好な状態に維持しなければならない。すなわち、炭柱を適切に形成し、鉱区および地表の破壊を防止すること。

② スペニームアでのリース

賃貸借対象：1坑。

賃貸借料：英国正貨で20ポンド。

その他賃貸借条件：排水坑道を借受人の費用で開鑿し⁵⁾、坑の返還に際して

4) この事例については、以下断わりのないかぎり、Galloway, *op. cit.* (1898), pp. 69-70, 74; Nef, *op. cit.*, p. 139; 森本蘆「ダラム司教座聖堂付属修道院の炭鉱経営」『経営史学』第4巻第3号、1970年、64-66ページに依拠している。他に、田中豊治『絶対王政期の産業構造』第四章「絶対王政下の石炭業」204ページ第16表、207-212ページ参照。

5) この規定は、森本氏によって「水門を彼ら(借受人)自身の費用と労働とでて——中略——使用すべし」(括弧引用者)と紹介されているが、ギャロウェイは、'the lessees shall, at their/

はそれをそのままにしておくこと。

坑の稼行についての条件は、上記以外トゥールズデンでのリースと同一。

〔事例2〕 1478年のダラム司教のサ・ウィリアム・ユア Sir William Eure にたいする、南ダラムのレイビー Rabey, タフツ Tofts, カルドハースト Caldhirst, ハートケルド Hertkeld, ヘザクロウ Hetherclogh のマナの炭鉱のリース⁶⁾

賃貸借期間：11年。

賃貸借料：年間150ポンド。

賃貸借条件：(1) 各炭鉱の出炭は、レイビー1日31トン、タフツ1日27トン、ハートケルド1日5トン、他1日2トン、計1日65トンまで。

(2) 稼行の費用は全てユアが負担。ただし坑内支柱用木材石材は、許可を得て司教の土地から切りだしてもよい。

(3) 司教は好む時期と頻度で代理人により、契約条件が満たされているか、坑道の掘鑿や炭柱の形成が妥当であるか、出炭量が規定を超えていないかを監督し、侵害の補償、是正を借受人に命ずることができる。

他に、鉱区の保全・限定に関わる規定が3項目、司教、オークランド司祭長（炭鉱の十分の一税徴収権者）の石炭廉価購入権についての規定が1項目存在した。

この他、この炭鉱リースについては、以下の諸点が伝えられている。

(i) このリースは当時南ダラム主要炭鉱の大部分を包摂するものであり、ま

own cost and expense, labour and win a watergate for winning of coal' としており、本稿ではそれをこのように理解した。なお、排水坑道の掘鑿とはあるが、それは本格的な排水通洞の造成ではなかったと考えられる。そうであるならば、借受人の負担は10ポンドを下らぬ額に達してしまい、賃貸借条件としてあまりに苛酷なものとなるからである。おそらくそれは貸与された坑と排水通洞を連結する作業であった。Cf. L. Stone, 'An Elizabethan Coal Mine', *Econ. Hist. Rev.* 2nd ser., vol. 3, no. 1, 1950-1, p. 98.

6) この事例については、以下断わりのない限り、Nef, *op. cit.*, pp. 137-9; Galloway, *op. cit.* (1898), pp. 72-3; *Victoria County History. Durham*, vol. 2, pp. 324-5 に依拠している。他に、田中豊治前掲書前掲箇所参照。

たリースされた坑の周囲2マイルにおいては、ユアとその代理人以外なにびとも石炭の採取・運搬を認められなかった。それはダラム州南部およびヨークシア方面の石炭流通について事実上の独占権を司教がユアに認めたことを意味した。

- (ii) リースされた炭鉱は、1424年にダラム司教がラルフ・ド・ユア Ralf (Rauf) de Eure にたいして行った炭鉱リースの対象の重要部分をなすものである⁷⁾。これらの炭鉱は、ラルフの死後は、数度のリースの更新を経て長期にわたって彼の息子ウィリアム William de Eure の保有に委ねられ続けた。なおユア家は、ヨークシア北部、ダラム、ノーサンバランドに所領をもつ富裕な領主(ナイト)であり、司教領での治安判事、司教の差配人、管財人などを歴任し、また有力貴族との婚姻関係も有して、地方政治実務の担い手として一定の地位を確立していた⁸⁾。

- (iii) 司教の監督権はかならずしも厳密に行使されてはいなかった。1424年以降、貸与人による炭鉱の調査は、1450年代における2回だけであった。司教の監督権行使が炭鉱経営に重大な変更をもたらしたのは、1458-9年である。この年の炭鉱の「略奪的で無謀な稼行」についての調査を機に、司教は1461年の1年間、レイリー Raley (レイビーに同じ) とハートケルドの炭鉱を直接稼行したのである。

その際、司教の鉱山監督官は同年6月14日からクリスマスまでの194日について第1表のような記録を残していた。ここからこの炭鉱の収支を再構成してみると第2表のようになる。

14世紀から15世紀にかけてのダラム州産炭地は大別3分しうる⁹⁾。すなわち、北部のウィッカム Wickham, ゲイツヘッド Gateshead を中心とするティン河

7) Cf. Galloway, *op. cit.* (1898), pp. 72-3.

8) Cf. J. S. Roskell, *The Commons in the Parliament of 1422*, 1954, pp. 75, 178, 179. この炭鉱群の借受人にユア以外の名前が登場するのは1485年である。ところで'Eure'はギャロウェイによれば、鉱石 ore と同義であり、このことはユア家が、この地域で、鉱山業と深い関わりを有して地位を築いてきたことを示唆するものである。Cf. Galloway, *op. cit.* (1898), pp. 54, 72, 73.

9) Cf. *ibid.*, chap. 4-7, 森本前掲論文60-62ページ。

第1表 1461年ダラム司教の南ダラム Raley 坑直接稼行の記録

a) 標準稼行日

労働編成：採炭夫 hewer 3名，坑内運搬夫 barrowman 3名，運搬夫 drawer 4名，計10名

出 炭：2.5ブッシェルを積載する炭籠300個すなわち23チャルドラン2
クォーター4ブッシェル

賃 率：全員，職種に関わりなく1日5ペンス，計4シリング2ペンス

b) 稼行実績と坑夫への支払い

		出炭量	坑夫賃金
稼行6日	8週	140ch. 2q. 4bs. × 8週	25s. × 8週
5日	8週	117ch. 0q. 6bs. × 8週	20s. 10d. × 8週
4日	5週	93ch. 3q. 0bs. × 5週	16s. 8d. × 5週
3日	1週	70ch. 1q. 2bs. × 1週	12s. 6d. × 1週
稼行日計	111日	計2601ch. 2q. 2bs.	計£23 2s. 6d.

この稼行の収益として，£41 14s. 2d. が司教の収入役に納入された。

c) その他経費および自家消費

木材の切り出し，支線，蠟燭・ロープ・炭籠・選炭木枠・手押し車の購入
計 £6 7s. 5d. +α

司教の消費のためにオークランドへ送られた石炭38ウェインロード

Victoria County History. Durham, vol. 2, pp. 324-5 より作成。

流域。東沿海航路を通じてロンドンおよび東沿海市場と最も強く結びつき，石炭鉱業の最先進地をなした地域である。

次に，ダラムを中心とし，ウェア河下流域を含む中部。北部に比し小規模な炭鉱が多く，諸修道院の主導権のもとに，主としてそこでの石炭需要に対応しつつ，炭鉱が稼行された地域である。〔事例1〕のリースはここに属する。

最後にウェア河の上流，ヨークシアとの州境に接する南部。ダラム州のなかでは最も辺境を構成する。独自の販路として，鉄工業やヨークシア方面などを抱えてはいたが，それらは小規模不安定であり¹⁰⁾，州内他地域および東沿海市場をめぐるには最も不利な位置におかれていた。〔事例2〕のリースは，この地域の大部分を包摂するものである。

10) ヌークシア方面の石炭市場は南ダラムの炭鉱にとって小さからぬ意義を有していたとはいえ，ヌークは完全にニューキャッスル炭の市場であったという。Cf. Galloway, *ibid.*, pp. 73, 102.

第2表 1461年ダラム司教の南ダラム Raley 坑直接稼行における収支

総出炭価額	£73 14s. 9d. + α	坑夫支払い	£23 2s. 6d.
石炭販売高	£71 4s. 1d. + α	その他稼行費	£ 6 7s. 5d. + α
司教自家消費 (38wainload)	£ 2 10s. 8d.	司教自家消費 (38wainload)	£ 2 10s. 8d.
計	£73 14s. 9d. + α	収入役へ納入	£41 14s. 2d.
		計	£73 14s. 9d. + α

Victoria County History. Durham, vol. 2, pp. 324-5 より作成。

司教自家消費分の価額は、wainload=17.5cwt, wainload 当たり炭価 1s. 4d. として計算。

これらの数値については、cf. Nef, *op. cit.*, p. 137, fn. 6.

このように概観するならば、さきにあげた2つの事例は、その契約条件、経済的社会的背景からして、各々中世炭鉱リースの一典型——未成熟な石炭市場と原始的な稼行様式に適合的なそれ——をなすものとみなすことができる¹¹⁾。では、これらの炭鉱リースはいかなる生産諸関係に立脚していたのであろうか。

II 1447年炭鉱リースの検討

1. 労働過程

リース契約に言及された生産過程の特徴はつぎのとおりである。

稼行坑数：2坑

坑内労働手段：鶴はし、スペニウムアに排水坑道

労働編成：1坑当たり採炭夫3名以下

出炭量：1坑当たり年間3,750トン以下（採炭夫の1日出炭5トン、稼行日年間250日として）

これらのうち労働編成、出炭量はリース契約に許容された最大限であり、直接に生産過程の状態をあらわすものではない。そこで、この2つの数値の意義

11) 既に14世紀に確立した石炭業中心地となっていたウィッカム、ゲイツヘッドにおける炭鉱リースは、独自の考察を必要とする対象となる。たとえば、14世紀中葉におけるこの地域の著名な炭鉱リースは、5つの炭鉱にたいし £ 333 6s. 8d. の地代という、リース全体の規模だけでなく個々の炭鉱の規模も、本稿でとりあげた事例のそれを大きく上回るものであった。Cf. *ibid.*, pp. 44-5, 他に田中前掲書 204 ページ、森本巖『修道院の物資調達と市場』1983年、第一章第三節「北東部商業圏の概観」参照。

について、いま少し検討を加えることにしよう。

採炭夫は pikke (鶴はし) の名で呼ばれていることで示されるように労働手段の点で制限されている。したがって充用坑夫の制限は直接にはむしろ主要労働手段の制限であって、それがどのように充用されるかは借受人に委ねられている。ここから次のことがでてくる。

坑の労働編成は最大(公式)で採炭夫3名+運搬その他に従事する若干名の補助労働者からなるにすぎない。加えて、坑夫間の分業体制は未確立である。それは、小規模な充用労働力、この充用労働力の小ささと、鉱区の規模を技術的に規定する排水手段の原始性から推定される小規模な稼行鉱区、坑内労働過程を鶴はしの数と1本当たりの出炭能率だけで規定しようとされた各工程の単純・未分化な状態、からして避けられない¹²⁾。

したがって、制限採炭夫数の3名という数値は、リース契約が前提とする基幹の炭鉱労働編成の平均的な姿を表示するものとみなしてよく、とりわけ労働過程の原始性、小規模分散性——いわば質的側面——の指標として扱うことができる。

労働過程の量的側面たる規模については、出炭量がより具体的な概念を与えるものである。この点からすれば、リース条件からでてくる制限出炭量は明らかに過大である。なぜならば、この出炭量の基礎となるべき採炭夫1人1日当たり出炭能率(約5トン)、年間稼行日250日が過大であるからである¹³⁾。実際の出炭状況は、次のように想定するほうが、依然としてやや過大であるとはいえ、より実状に近いと考えられる。

採炭夫1人1日出炭能率: 2トン

12) 前掲拙稿註25参照。

13) 出炭能率は、最も生産性の高かった北東炭田で19世紀初頭採炭夫1人1方当たり平均4.3トンにすぎなかった。この事例での採炭能率は、19世紀に比較を求めるならば、内陸炭田のそれが妥当である。この点での1推定は、1815年に採炭夫1人1方当たり約38cwtである。また、前稿では18世紀初頭ウェスト・ライディングで採炭夫1人1日当たり標準出炭量とされた1ルークロックを32cwtとした。M. W. Flinn, *The History of the British Coal Industry*, vol. 2, 1984, pp. 363-5; 前掲拙稿註26, 27参照。稼行日数については同上註28, 29参照。

年間標準稼行日 : 120日

坑当たり年間出炭量 : 720トン

さて、以上の生産過程の諸指標を踏まえ、いま一度リース契約の内容にたしかえてみよう。まず気づくのはリースされた2坑での標準的坑夫数、計6名と、借受人の人数の一致である。ここから推定されることは、借受人が直接生産者であり、運搬その他の作業も、彼ら自身、あるいは彼らの家族労働力に依存していたということである。リースは炭鉱の他に小地片と28エイカの土地を含むが、それは彼らが小土地保有農でもあった可能性を示しこそすれ、この推定を覆すには至らない。

借受人の労働にたいする貸与人の関係についてはどうであろうか。リース契約は貸与人の監督権を明白にうたっている¹⁴⁾。この監督権は何に向かうものであったのか。契約条件からみてさしあたりいえることは、貸与人の監督権が稼行制限の徹底と資産の保全に関わるものであったということである。前者は総出炭量の規制としてかならずしも実効あるものではなく、むしろ土地の略奪を不可避免的に招来する労働力の異常な緊張、正常な稼行方法の無視に対抗する、後者と同一の意義を濃厚に有していたと捉えるべきである。監督権は、その所有を実現すべき資産の保全に関わっていたのである。

ひるがえって、労働過程の内部編成に関しては、リース契約は何ら具体的な言及を有していない。貸与人は、この点では直接生産者の労働の大幅な自律性を承認し、彼らにたいして「手際よく稼行」する以上のことを要求することができなかったのであった。

各々が自立的小生産者としての直接生産者である坑夫にたいする炭鉱のリース。〔事例1〕に示したリースはこれである。現実における借受人のもとでの独自の関係の可能性を否定することはできない。しかし、リース契約それ自体はそれを前提するものではなかった。

14) Nef, *op. cit.*, vol. 1, pp. 135-140; 田中前掲書参照。

2. 賃貸借条件の意義

次に問題となるのは炭鉱賃貸料の意義である。坑口価格ウェインロード wainload (17.5cwt) 当たり域内向け1シリング4ペンスを基準とすれば¹⁵⁾, 720トンの石炭は54ポンド余の価額に相当する。これにたいし、トゥリルスデンでの賃貸借料6ポンド13シリング4ペンス、スペニムアでのそれ20ポンドは、各々約11%、約36%の地代率となる。

両者の差は大であるが、それは、借受人が人格的にもリース契約における地位においても同一であったことから、物的稼行条件の相違にもとづくものであるとみなすことができる。さきに想定された出炭量は、平均でしかありえない。

したがって、ここで多少なりとも意味があるのは、両者の平均である約24%の地代率である。想定出炭量がなお過大であったことに加え、スペニムアでは排水坑道の開鑿が賃貸借条件に含まれていたこと、またさきにみた借受人の地位からして賃貸借料の英国正貨での支払いの条件は、実質的な地代率をさらに大きなものとする。中世宗教所領における炭鉱リースの1特徴は、坑口石炭価額の約3分の1に相当する高率賃貸料である¹⁶⁾。直接的な数値はこれを下回るとはいえ、以上の条件をあわせて考えるならば、その傾向はここでも認められるのである。

この高率地代は全剰余生産物といかなる関係にあるのか。この点を明らかにするためには、当時の炭鉱における総生産物にたいする剰余生産物の量的関係についての一定の理解が必要である。

剰余生産物の量は、鉱区所有者直接稼行での収入に近似値を求めることができる。1461年におけるダラム司教の南ダラム Raley 坑直接稼行では、推定総生産価額 £73 14s. 9d. + α にたいし収入役に納入された額は £41 14s. 2d. であった。15世紀中葉から修道院解散に至るまでのフィンケイル Finchale の修道士達のムアハウス Moorhouseclose での炭鉱経営での収入は年間10ないし

15) Cf. Nef, *op. cit.*, p. 137 fn. 6.

16) 本稿註2, 後出III1478年南ダラム炭鉱リース参照。

20ポンド、概して石炭販売価額の約半分であったという¹⁷⁾。

もとより炭鉱の収益性は、そのおかれた条件により多様である。だが、ここで必要なのは、当時の通念において標準となる経営における、剰余生産物の総生産物にたいする量的関係についての概念である。これらの事例での収入の比率は、どれほどにそのようなものとして扱うことができるであろうか。

グラモーガンシアのキルヴェイ炭鉱 Kilvey Coal Mine では、1399年から1400年にかけて石炭販売価額 £261 12s. 6d. にたいし、収入は £81 1s. 6.25d. であった。後者の前者にたいする比率は3分の1にすぎない。しかし、この炭鉱では、坑口から波止場までの地上運搬費が稼行費の3分の1以上、実に £65 8s. 1.5d. に達しているにもかかわらず、炭価はトン当たり 1s. 6d. という、さきでの基準とほぼ同一の水準にとどまっている。それは地上運搬が経営にとってたんなる消極的要因でしかなかったことを示すものである。したがって、ここでの対照のために両者からこの費用を控除する。結果は約41%の比率となる¹⁸⁾。

16世紀末のヨークシア、シェフィールドの炭鉱では、1579年から82年にかけて推定石炭販売価額 £425 13s. にたいし、純収入は £239 15s. 1.5d. であった。収入の比率は56%強である。とはいえ、この炭鉱が、年間稼行日が200日を大きく上回る、当時の内陸炭鉱としては際だって有利な条件のもとにあったことが考慮されなければならない。販売価額にたいする坑夫賃金比——低請負賃率——がこの条件の何らかの反映であることは十分ありうることである¹⁹⁾。

スコットランドのトゥリアラン炭鉱 Tulliallan Coal Works では、1643年10月1日から8日の1週間、石炭販売価額 £109 5s. にたいし稼行費 £36 1s. 9d., 差引収入 £73 3s. 3d. であった²⁰⁾。この数値はこのままでは使えない。稼行費は坑口から埠頭までの地上運搬費と港湾の維持費を含み、石炭販売価額は

17) Cf. Galloway, *op. cit.* (1898), p. 71.

18) 以上については, cf. Nef, *op. cit.*, vol. 2, Appendix K (i), pp. 422-3.

19) 以上については, cf. Stone, *op. cit.*, pp. 102-4.

船積渡価格でのものであり、坑の固定労働手段に関わる経費があらわれていないからである。

船積渡価格は主力銘柄の 'Great' Coal でチョルドラン当たり 6s. 8d. であるが、1643年から47年の間では大幅に変動し、4s. 余にまで下落することもあった²¹⁾。そのなかでこの価格は高い部類に属する。また、この価格に含まれる積み出しの費用は、チョルドラン当たり 7d. に相当する。一方、同時期のスコットランド、ロシアン Lothian では、坑口での地域向け販売価格はトン当たり 2s. 7d. から 3s. 10d. (チョルドラン当たり 2s. 7d. から 4s. 10d.) であったという²²⁾。

したがってここでの対照のためには、稼行費から積み出し費用を差し引く一方、炭価をやや低めに、しかも坑口価格に近い水準に想定し、これを基準に石炭販売価額を修正したほうがよい。計算の便のために、この炭価を船積渡価格の4分の3、'Great' Coal でチョルドラン当たり 5s. の水準に想定する。固定労働手段に関わる経費は、ここでとりあげる炭鉱で多くは石炭販売価額の10%内外である。したがって、この経営の場合も、この比率を10%とする。

以上から石炭販売価額 £82 1s. 3d., 経費 £335 5s. 3.5d, 差引収入 £48 15s. 11.5d. となり、収入比率は約60%である。この数値については、想定炭価が一般的な坑口価格よりなお高く、また坑夫賃金が、当時例外的に高い水準であったとされる²³⁾にも拘らず石炭販売価額にたいして比率の小さいことを考慮すべきである。

最後に、われわれは、1729年から31年にかけての、ウェスト・ライディング、ホリングハースト Hollinghurst における炭鉱の損益記録を知っている²⁴⁾。この経営は原始的な技術や労働編成を踏襲し市場も未熟であるゆえ、典型的な中

20) Cf. Nef, *op. cit.*, vol. 2, Appendix K (iii), pp. 428-30.

21) Cf. *ibid.*, Appendix E(iii), pp. 398-9. なお、1643年の Tulliallan においてはチョルドランは 20-25cwt であったという。Cf. *ibid.*, Appendix C, p. 375.

22) Cf. *ibid.*, Appendix E (i) (b), p. 394.

23) Cf. *ibid.*, pp. 182-3, p. 182 n. 9.

24) J. Goodchild, *The Coal Kings of Yorkshire*, 1978, pp. 36-8; 前掲拙稿註25, 28, 29参照。

世炭鉱の、ただ剰余生産物の総生産物にたいする量的関係を問題にするかぎりでは、十分とりあげる意味がある。この記録によれば、石炭販売価額 £441 10s. にたいし、総経費を差し引いた利益は £157 15s. であった。その比率は約36%である。この経営の場合は、坑夫の賃金が標準 1日 19s. 1.2d. に設定されるという18世紀を通じても高い水準であったこと、坑夫賃金の稼行費にたいする割合も、他の事例を上回っていることが考慮されなければならない²⁵⁾。

以上の諸例に、16世紀末シェフィールドの炭鉱での1週間の、18世紀初頭ホリングハーストでの1日の、ひな型とされた損益計算例を加えると第3表となる。これらを踏まえるならば、さきにあげた事例の収入比率2分の1は、おおよそ記録に現れる中世炭鉱における平均的なものに妥当するとみなすことができる。経営のおかれている諸条件に規定された偏差を含みつつ、当時の標準的な炭鉱経営にあっては、剰余生産物は総生産物のほぼ50%内外に相当していたのである²⁶⁾。

とするならば、中世炭鉱リースにおいて通例とされ、さきにも同様の傾向を確認したところの、坑口石炭価額の3分の1に達する賃貸料は、全剰余生産物の大部分に相当することになる。炭鉱経営における剰余生産物にたいする請求権は、なによりもまず土地所有によって掌握されていたのである。

1447年のトゥリルスデン、スペニムアの炭鉱リースは、以上の考察から、自立的小生産者たる直接生産者が、彼らへの鉱区の分与をつうじて土地所有に従属し、剰余生産物は基本的に土地所有者によって取得される従属関係に基づいたものであり、リース契約を取り結ぶことによって直接生産者がこの従属関係に入るリースであったことが明らかである。リース契約が借受人のもとでの独自の関係の可能性を否定するものではなかったことは、それが、彼らの手中

25) その意味するところは未だ明らかではないが、アシュトンによれば、18世紀初頭の坑夫の賃金は、全国的におおよそ1日 12d. から 18d. の水準であったが、1710-40年代には 1s. 6d. から 1s. 10d. へと上昇し、その後再び停滞したという。Cf. T. S. Ashton & J. Sykes, *The Coal Industry of the Eighteenth Century*, 1929, pp. 134-5; Nef, *op. cit.*, vol. 2, p. 182.

26) これら記録に現れる経営における剰余生産物の比率は、事態の性質上、一般的な炭鉱経営のそれよりも大となる傾向があることに留意されたい。

第3表 地主直接稼行による炭鉱経営の収支比較

炭 鉱	稼行 年次	石炭販売価額 £ s. d. (坑口価格水準)	%	流動的稼行経費 内坑夫への支払 その他 £ s. d.	%	固定的稼行経費 £ s. d.	%	差引純収入 £ s. d.	%
Kilvey Coal Mine (グラモーガンシア)	1339 ? 1400	197 0 7.5 *	100	102 11 11.5 101 19 5 12 6.5	52.1 51.8 0.3	13 7 1.75	6.8	81 1 6.25	41.1
A Coal Mine at Sheffield Park (ヨークシア)	1575 ? 1582	425 13 0	100	141 17 8 130 1 2 11 16 6	33.4 30.6 2.8	44 0 2.5	10.3	239 15 1.5	56.3
Tulliallan Coal Works (スコットランド)	1643	82 1 3 *	100	25 1 2 22 1 8 2 19 6	30.5 26.9 3.6	8 4 1.5 *	10.0	48 15 11.5	59.5
Coal Pits in Hollinghurst at Preston (ヨークシア)	1729 ? 1731	441 10 0	100	238 15 0 194 5 11 44 9 1	54.0 44.0 10.0	45 0 0	10.2	157 15 0	35.8
Sheffield Park にお ける 1 週間の損益計 算例		45 10	100	15 8 13 9 1 11	34.2 30.0 4.2			30 0 $\left(\frac{4}{4}\right)$	65.5
Hollinghurst にお ける 1 日の損益計算 例		19 6	100	9 0 7 3 1 9	46.2 37.2 9.0			10 6	53.8

J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, vol. 2, pp. 375, 394, 398-9, 422-3, 428-30; L. Stone, 'An Elizabethan Coal Mine', *Econ. Hist. Rev. 2nd ser.*, vol. 3, no. 1, 1950-1, pp. 102-4; J. Goodchild, *The Coal Kings of Yorkshire*, pp. 36-8 より作成。

※ …想定ないし修正された数値。本文参照。

[ママ]…文献に紹介された数値のまま。

に幾ばくかの剰余生産物が留まることすなわち胚芽的利潤形成の可能性を承認していたことを意味している。だが、それは上の従属関係の基本矛盾の要因でこそあれ、それを否定するものではない。

最後に、トゥリルスデンでのリースに含まれる28エイカの土地の意義についてふれておこう。小さな年間稼行日数は、長期にわたる稼行中断時、借受人を、坑夫としては過剰人口化する。28エイカの土地のリースは、彼らへの小農地片の分与によって、彼らを小土地保有農としても土地所有の支配のもとに包摂する事態の可能性を示唆しているのである。

事態がそうであったならば、広く指摘されてきたところの坑夫の伝統的な存在形態——小土地保有農にして副業として炭鉱を稼行する坑夫²⁷⁾——が、ここでも浮かび上がってくる。そして、この形態を前提とするならば、小農地片の分与は、坑夫支配の決定的な一要因とならざるをえないのである。

III 1478年南ダラム炭鉱リース

〔事例2〕の検討に移ろう。このリースにおいても、貸与された鉱区の稼行は小規模分散的な生産過程によるものである。制限出炭量は、その大部分の集中する2つのマナにおいても、各々1日31トン、1日27トン、残りのマナにおいては1日7トン以下にすぎない。

一方、150ポンドの賃貸料は、1461年のレイリー坑稼行についての第1・2表の数値が1478年リースにおける炭鉱経営にもあてはまるとすれば、推定坑口石炭価額の3分の1を超える高率のものである²⁸⁾。すなわち、1478年においてレ

27) さしあたり吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』1974年、47ページ、金属鉱業を扱ったもので、I. Blanchard, 'Labour Productivity and Work Psychology in the English Mining Industry, 1400-1600', *Econ. Hist. Rev. 2nd ser.*, vol. 31, no. 1, 1978; 阿知羅隆雄「19世紀前半期イギリスのファーンズにおける土地寡頭制と鉄鉱山業」『経済論叢』第136巻第2号1985年、参照。

28) ネフは1461年レイリー坑稼行実績である半年間3,000トン弱から1478年のユアの稼行実績を年間約6,000トンと見積り、そこから坑口価額の3分の1の賃貸料比率を算出した。これについて中野忠氏はレイリー坑は1478年リースの半分弱を占めるにすぎず、したがってこの比率も正しくは6分の1前後と主張されている。中野氏の主張はもっともであると思われるが、しかしここからは別の問題が生じ、それゆえわれわれは賃貸料比率の推定にあたって出炭量に関するこれら

イビー・マナの制限出炭量は1日31トンで、全リース1日65トンの半分弱であり、また1461年の半年間の収支は、夏季を中心に4週間の完全な稼行中断を含むものである。この期間のレイリー・マナの総出炭価額を80ポンドとし、この事情を考慮すれば、全炭鉱で年間約390ポンドの石炭価額となる。

直接生産者の地位に関しても、1461年の記録が示唆的である²⁹⁾。ここから第1に看取されることは、労働編成の小規模性である。おそらく坑内外の運搬距離の大を反映して、運搬夫が数的に大となり、使用坑夫数が計10名とやや大きなものとなっているが、採炭夫が、〔事例1〕と同じ、3名とされていることに注目されたい。

第2に、坑夫にたいする支払いが、日賃金ではあるが、出炭量と正確な比例関係にあることが目をひく。ここから推定されるのは、坑夫の1日の労働が、1日分の仕事としての一定量の出炭の請負であったということである。

加えて、職種に関わりない賃率は、一方では坑夫間の分業が、かならずしも体制的に確立したものではなかったことを示し、他方では、坑夫の職種別雇用として現れる炭鉱主の生産過程掌握が、多分に形式的であったことを窺わせるものである。稼行は、事実上互いに平等な坑夫の小集団による請負によっていたとみなさなければならない。坑夫の労働主体としての自立性は顕著である。

われわれは、この1461年における事態が1478年リースにおいても基本的には前提されていたと考えるべきである。炭鉱の地主直接稼行と貸し出しが容易に相互移行し、また司教の直接稼行への移行も、借受人による「略奪的で無謀な稼行」を機とする資産の保全を徹底せんとするものであったからである。

以上の事情を踏まえるならば、このリースにおいても、直接生産者にたいす

↘の数値を用いることを断念した。すなわち、レイリー坑稼行実績約2,600 chaldron は、10名の坑夫を充用する111日の稼行日によるものであり、これが3,000トンに相当するとすれば運搬行程の比重が大と見なしうこの坑において坑夫1人1日当たりの出炭能力が2.5トンを超えるあまりに高いものとなるのである。中野忠「イギリス中世石炭産業の諸側面」『大阪学院大論叢』第23巻1974年243ページ註51、本稿註13を参照。

29) この事例について以下に述べる内容については、中野忠氏が既にある程度示唆している。中野同上243-5ページ参照。

る剰余労働の強制力原が、なによりもまず鉱区の所有にあったこと、したがって鉱区の所有が、それと結合せる自立的小生産者としての坑夫にたいする支配権をも包摂したものであったことは明瞭である。すなわち、坑夫の炭鉱主への従属は、形式的には賃金の授受に媒介されてはいる。だがそれは、生産主体として事実上自立的である坑夫の土地所有への従属を前提したものである。

このような坑夫の従属についての一例を、われわれは16世紀末シェフィールドに求めることができる。そこでは炭鉱の稼行は事実上坑夫の組によって請け負われ、彼らの就労を保障する条件は良好な家父長的心情以外になかったという。また、坑夫の稼ぎが当時の飢餓賃金の水準をも下回ることから、彼らは自分の小農地片か炭鉱主の直営農地で臨時に働く小屋住農であったと推定されている。ここからは、地主への下級テナントとしての従属を基盤とした坑夫の炭鉱主への従属を見てとることができよう。そこでは、炭鉱での賃仕事は、テナントとしての坑夫の地主への従属とそのもとでの彼らの権利を構成するものである³⁰⁾。

だが問題はここから生ずる。このリースにおける借受人ユアは、けっしてここに述べたような直接生産者ではありえなかったからである。では、彼は地主—坑夫の従属関係のなかにいかなる地位を占めたのか。1447年のリースにおいては、借受人は、生産手段の補填を除けば、たんに必要生活手段を炭鉱の稼行から引き出し、そのためにリース契約をとり結ぶ者でありえた。だがこのリースにおいては、借受人は生産物中剰余生産物は基本的に地主に——少なくとも司教にとっては——、必要労働部分は使用する坑夫に、引き渡さなければならないのである。

ここで着目すべきは、ユアが、鉱山業と深い関わりを持ち、この地域の鉱石流通において無視し得ない影響力をもっていたとみなされること³¹⁾、そしてリースがダラム州南部からヨークシア方面にかけての石炭業における事実上の独

30) Cf. Stone, *op. cit.*, p. 100-3.

31) 本稿註8参照。

占権を彼に付与するものであったということである。

〔事例1〕において推定された諸関係が支配的であるかぎり、このことは、質的にも量的にも経営の大幅な変革を引き起こすものではありえない。だが、この同じ諸関係は、それが商品流通に巻き込まれて存在するかぎり、商業の生産にたいする優位の前提をなす³²⁾。この点では、ユアの鉱石流通における卓越せる地位は、彼をこの優位から利得を引き出すべき最もふさわしい者とするのである。

ここから推定されることは、ユアが、生産過程を直接に掌握するというよりは、石炭流通を支配するものの利害から、リースによって炭鉱を自らの支配のもとにおいた、ということである。すなわち、第1に、ユアにとっては、いかなる生産様式の所産であったかを問わず、生産物の石炭を確保することが、何にもまして必要事である。第2に、剰余労働の坑夫に対する強制は、このことをつうじてする、彼が所与として見いだす、坑夫と司教との間の、土地所有を基軸とする従属関係に依存した間接的なものである。したがって、第3に、彼の取得する利得は、地主—坑夫の関係を前提し、社会的に生産・分配される剰余生産物の、正常とみなされる大きさの剰余生産物の基本形態——地代——を排除した、派生的一分枝である。

ここでは、炭鉱のリースは、借受人が、鉱区を、それと結合された坑夫にたいする支配権³³⁾もろとも、その経済的実現としての高率賃貸借料を対価として

32) 「資本が商人資本として独立に優勢に発展するということは、生産が資本に従属していないということと同義であり、したがって、資本にとって外的な、資本に依存していない、生産の社会的形態を基礎として資本が発展するということと同義である。」K. マルクス『資本論』第三部第二十章、大月全集版Ⅲ a 409ページ。17世紀以降イギリスにおいて最大の石炭利益団体をなしたタイン河石炭独占 the Company of Hostmen (17世紀), Grand Allies (1727-40), the Limitation of Vend (1771-1844) は、その初発においてなによりもまず石炭商人の団体であり、その存在の全期間を通じて流通規制を重要な側面としていた。さしあたり、吉村前掲書第二章第一、二節、P. M. Sweezy, *Monopoly and Competition in the English Coal Trade 1550-1850*, chs. 1-4 参照。

33) これを端的に示すものは1356年のダラム司教によるウィッカムの炭鉱リースである。それは「坑夫の誰も借受人の意志に反して炭鉱から他の場所へ連れ去られることはない」との司教の誓約を含んでいた。A. R. グリフィン、これを「司教がそれをなしうる権力を保持していたことを表示している」とものと評価している。Cf. Galloway, *op. cit.* (1898), pp. 44-5; Griffin, *op. cit.*

委譲されたものである。借受人は、商人として生産に優越せる地位を有する者の資格において、この関係に入ることができ、そのことによって土地所有による坑夫支配の従属的構成要素をなしたのであった。

IV 小 括

おそらくは副業として炭鉱の稼行を行う小土地保有農であり、小生産者として生産主体としての高度の自立性を有する坑夫に依存する小規模分散的生产様式。この生産様式を出発点として成立する、土地所有への坑夫の従属。これが、われわれの観点からの、これまで検討してきた2つの炭鉱リースが立脚していた生産諸関係の核心的内容である。この同一の生産関係を前提として、1447年のリースが坑夫が土地所有のもとへの従属関係に直接に入るものであったのにたいし、1478年のリースは商人が鉱区および坑夫にたいする土地所有に基づく支配権を委譲されるものであった。

最後に、われわれは、本稿にとりあげた炭鉱リースが、封建的土地所有関係が強固に展開していた時期におけるものであったということにふれておかなければならない。上の土地所有と坑夫の関係は、この関係の規定性から無縁ではありえない。それは、当然これら2つの炭鉱リース、およびそれに条件づけられた現実の炭鉱経営にも貫徹する。鉱区の定期賃貸借は、さしあたりは形式にすぎず、それがいかなる実体を伴うかは、現実展開される生産関係によって規定されるからである³⁴⁾。

したがって、これまで析出してきた生産様式が、当該経営においても社会的にも強固であるかぎりには、炭鉱リースは、封建的土地所有諸形態とその意義において同一であり、リースを前提とする内的諸関係の十全な展開は、リースの

³⁴⁾ *cit.*, p. 19.

34) 農奴制解体以降発生した領主直営地の定期借地による農民への貸し出しの、慣習保有に同化する傾向に留意。堀江英一編『イギリス革命の研究』1962年第三章「領主経済の資本主義経済への移行」143-4ページ参照。森本氏は、1447年のリースを、「直営地ないし荘園の賃貸借契約と、その本質において全く異なっていない」と指摘している。森本前掲論文66ページ参照。

形式をも重層的・身分制的に整序されたものへと近づけるであろう³⁵⁾。その際、実態的に行使される借受人の権利がいかなるものとなるかは、所与の封建的生産関係における彼の地位に照応するものとなる。すなわち、1447年のリースにおいては借受人の地位は封建農民のそれに近づき、彼の土地所有への従属は多かれ少なかれ領主としての鉱区所有者への封建的人格の隷属の側面をもたざるをえない。他方、1478年リースにおけるユアへの鉱区の委譲は、坑夫にたいする領主的支配権のたんなる委譲にとどまらず領主権の承認へと近づき、彼の地位は下級領主のそれに近づくのである³⁶⁾。

35) 逆にいえば、生産様式の変革は、定期賃貸借に上に述べたとは異なる意義を付与することになる。われわれがこれまで析出してきたところの生産様式は、ただ、リース契約がそれに適合的なものとして前提していたそれではない。現実にはリース契約の枠内ではあるが、資本主義的生産様式の萌芽的展開がありうる。その展開が支配的になるのに比例して封建的土地所有はその意義を後退させ、小生産者たる坑夫の鉱区の付属物としての権利を否定する土地所有——排他的土地私有がそれにとってかわる。この基礎の上では定期賃貸借の、封建的關係としては相対的に無内容な形式は、過程の槓杆として作用しうると同時にそれを表示するものとなる。松村幸一「イギリス農業における封建制から資本主義への移行の形態」『歴史学研究』第251、252号1961年参照。

36) ユア家が富裕な領主でありかつダラム司教領での政治実務の重要な担い手であったことに加え、ほぼ同一の鉱区が同一人によって長期にわたって保有され続け、またリース契約に定める貸与人の経営への介入権がかならずしも実行されなかったという事情は、このリースが事実上そのような側面を含むものであった可能性を示唆するものである。